

HS ホールディングス株式会社定款

【2021年12月14日改定】

定 款

HS ホールディングス株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、HS ホールディングス株式会社と称し英文では
“HS Holdings Co., Ltd.” と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

(1) 次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務。

1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
2. 商品先物取引法に規定する商品取引受託業務
3. 貸金業法に規定する貸金業
4. 銀行法に規定する銀行業
5. 保険業法に規定する保険業
6. 信託業法に規定する信託業
7. 債権管理回収業に関する特別措置法に規定する債権管理回収業
8. ベンチャーキャピタル業務
9. 企業買収に関する助言業務
10. 組合契約、匿名組合契約、パートナーシップ契約等の管理業務
11. 資金決済に関する法律に規定する仮想通貨交換業
12. 前各号の他、その他金融に関連する業務
13. 証券事務処理に係る業務
14. 不動産取引に関する業務
15. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
16. コンピュータソフトウェアの開発設計、制作、保守管理、販売及び輸出入に関する業務
17. デジタルコンテンツの企画、制作、販売及び輸出入に関する業務
18. インターネット及びその他通信回線を利用した情報提供サービス、情報通信サービス及び通信販売等の提供、仲介及び斡旋に関する業務
19. 労働者派遣事業

(2) 有価証券の取得、組合契約、匿名組合契約、パートナーシップ契約等による投資目的の出資

- (3) 貸金業法に規定する貸金業
 - (4) 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業
 - (5) 企業の買収、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携、業務提携等の仲介、斡旋及びこれらに関するコンサルティング業務
 - (6) 企業の経営、財務、組織再編、事業再編、企業再生、事業承継等に関するコンサルティング業務
2. 当社は、前項に付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都新宿区におく。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は149,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 当社は株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

(基準日)

- 第10条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項その他定款に定めがある場合のほかには必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

- 第11条 定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議長)

- 第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使

することができる。

2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを要する。

(議事録)

- 第16条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、これを当会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第17条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

- 第18条 当社は、取締役9名以内を置く。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 3. 1項の選任決議は、全て累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(欠員の補充)

- 第21条 取締役に退任した者があった場合において、法定の員数を欠けないときは、補欠の選任をしないことができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって、当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(決議事項)

第23条 取締役会は、特に法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する事項を決定する。

(招集)

第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第27条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員数)

第32条 当社は、監査役4名以内を置く。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

(欠員の補充)

第35条 監査役に退任した者があった場合において、法定の員数を欠けないときは、補欠を選任しないことができる。

(招集)

第36条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(議事録)

第39条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領および結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役が記名押印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

(報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(員数)

第44条 当会社の会計監査人は1名とする。

(選任方法)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度の末日に決算を行う。

(剰余金の配当)

第49条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを支払う。

(中間配当)

第50条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第51条 剰余金の配当金および中間配当金（以下「配当金」という。）は、その支払確定日より3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には、利息をつけない。

第1条（商号）の変更は、2022年1月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。